丸亀市長　宛

申請年月日　　　　　年　　月　　日

丸亀市地方就職学生支援事業補助金交付申請書（交通費分）

　丸亀市地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、丸亀市地方就職学生支援事業補助金（交通費分）の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  | | |
| 在学大学・学部 |  | | |

２　就職活動訪問先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問先 | 企業名 |  |
| 所在地 |  |
| 会場場所 |  |
| 面接・試験日 | 年　　月　　日 | |
| 内定日 | 年　　月　　日 | |

３　移動経路（往復）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用 |
| （バス停名・駅名・空港名など） | |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

４　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「丸亀市地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について |  | Ａ.誓約する |  | Ｂ.誓約しない |
| 別紙２「丸亀市地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について |  | Ａ.同意する |  | Ｂ.同意しない |
| 卒業後に勤務地が香川県内に所在する企業に就職し、丸亀市に移住する意思について（卒業後の申請の場合は、申請日から5年以上継続して居住する意思）について |  | Ａ.意思がある |  | Ｂ.意思がない |

　※　各種確認事項のＢに〇を付けた場合は、丸亀市地方就職学生支援事業補助金の支給対象とはなりません。

様式第1号 別紙1（第5条関係）

丸亀市地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　丸亀市地方就職学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関する報告及び立入調査について、丸亀市から求められた場合には、それに応じます。

２　補助金の申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

３　以下の場合には、丸亀市地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

（１）補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）（在学中に交通費を申請する場合）補助金の申請日から１年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）（在学中に交通費を申請する場合）補助金の申請日から１年以内に丸亀市に転入しなかった場合（申請時に既に丸亀市に住民票がある場合を除く。）：全額

（４）補助金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額

（５）転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から３年未満に丸亀市以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日（住民票の異動が無い者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から３年以上５年以内に丸亀市以外の市区町村に転出した場合：半額

４　補助金の受給後に実施される丸亀市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

　　※報告の求めに応じないことをもって、当該補助金の支給対象から除くことはいたしませんが、

　　　担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

様式第1号 別紙2（第5条関係）

丸亀市地方就職学生支援事業補助金に係る個人情報の取扱い

　香川県及び丸亀市は、丸亀市地方就職学生支援事業補助金の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、香川県及び丸亀市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。